

戸籍短信

ことし4月1日から法の改正により、出生・死亡の届出地がいまままでの事故発生地から、本籍地、所在地、事件発生地のどこでもよいようになりました。

☆戸籍通数
 ・本籍地 一通 ・その他二通
 これ以外の戸籍届出はいままでとおりです。



5月20日 (1970)

No. 263

毎月一回各家庭に配布

町の人口 (45年3月末現在)
 人口 27,158
 男 13,232
 女 13,926
 世帯数 7,174
 前月との比較
 人口△170 世帯△231

発行所 福岡県遠賀郡水巻町役場 発行人 伊藤衛門 編集人 広報編集委員会(総務課) 印刷所 冷牟田印刷合資会社 電話(代表) 0536

いつものなれたとおりでも
 正しく歩いて正しく横断



町内交通事故多発地帯

年々激増する交通災害

昨年だけで全国で七十三万八千九百九十九件の交通事故が発生し、一万六千二百五十七人が死亡、九十六万七千九百七十九人がけがをしました。事故の後遺症であとまで悩まされている人も多く、このことが社会問題化されていることは、みなさんよくご存知のとおりです。

この交通災害に巻き込まれているのは水巻町も例外ではありません。昨年四月からことしの三月までの一年間に、水巻町内で発生した事故は八十二件、四人が死亡、八十七人が重軽傷を受けています。水巻町ではどこが危険地帯なのでしょう。表(1)をみてください。

事故多発地点(ストリー)は、頃末小学校東門前交差点、水巻駅からすべの交差点、水巻橋から水巻中学校校舎までとなっています。

この三点は全部国道三号線上にあり、国道三号線はこの三地点をのぞく他の地点でも計六件の事故がおきており、全事故中の四十六パーセントが、遠賀川橋から頃末までの間におきており、全線が事故多発地帯といえます。

しかし、国道三号線での事故は道路の性質上他町からの通過車同士の事故が多く、水巻町民が直接事故にあっているのは、むしろ頃末から立屋敷までの町道(旧国道)、三ツ頭から頃末を通り大膳橋までの県道となっています。

このうち遠賀信用金庫から山ノ神まで、吉田バス停付近などでは歩行者の事故が目だっています。

歩行者事故の原因は、路上へのとび出し、横断歩道外の道路横断、歩行者の左側通行が大部分を占めています。特に幼児の路上へのとび出しは直接事故に結びついています。保護者はじゅうぶな注意をしましょう。

このように事故にあわれた人で交通共済に加入している人は一人もありませんでした。

町民の方で交通共済に加入している人は、昭和四十五年三月末で千二百五十一人で、町民全体から見ると、約二十二人に一人の割合となっています。

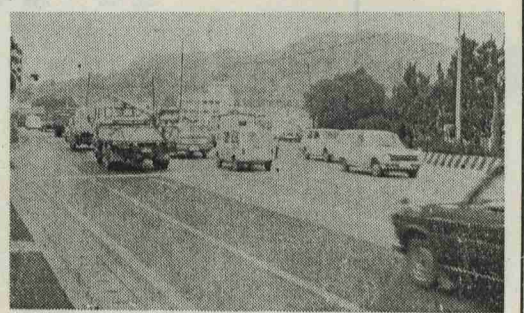
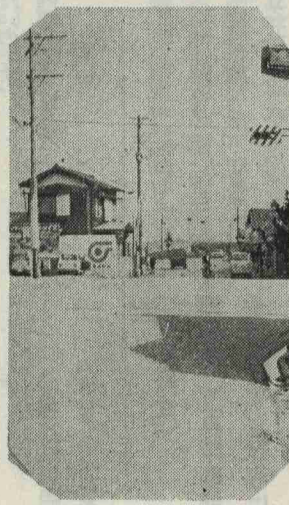
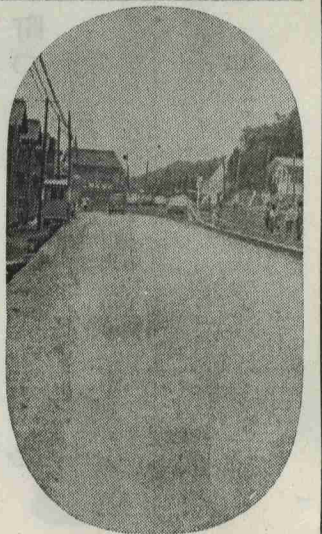
交通共済に加入して不慮のできごとに対処出来るようになり、交通共済に加入したい人、内容を知りたい人は役場行政係までご連絡ください。

表(1) 水巻町交通事故発生地点 (44.4~45.3)

事故発生地点	事故件数中					
	事故件数	バイクの事故	歩行者の事故	死亡者	重傷者	軽傷者
合計	82	12	21	4	23	64
国道三号線	38	5	5	2	15	33
頃末小学校東門前交差点	16	1	0	1	5	15
日芳石油前交差点	9	1	2	1	8	9
遠賀川橋手前新旧国道交差点	3	2	0	0	0	3
水巻橋から水巻中学校まで	7	0	2	0	1	5
日芳石油前交差点から相光石油まで	3	1	1	0	1	1
町道頃末~立屋敷線(旧国道)	8	1	1	0	1	3
水巻派出所前から役場前まで	2	1	0	0	0	0
頃末小学校正門前	2	0	0	0	1	1
県道水巻~中間線との交差点	3	0	1	0	0	2
伊豆神社前から遠賀川橋まで	1	0	0	0	0	0
県道水巻~芦屋線	15	4	7	2	6	7
古賀区社宅街横	2	0	1	1	0	1
梅ノ木バス停付近	4	0	1	0	1	1
遠賀信用金庫から山ノ神まで	7	3	4	1	4	4
新生街入口バス停付近	1	1	0	0	1	0
樋口バス停付近	1	0	1	0	0	1
県道水巻~中間線	19	2	7	0	1	20
頃末井上歯科前から鯉口まで	3	0	1	0	0	5
鯉口バス停付近	4	0	1	0	0	5
吉田バス停付近	6	0	3	0	1	5
南中学校横	6	2	2	0	0	5
その他	2	0	1	0	0	1



右: 樋口バス停付近
 右下: 事故件数十六、頃末小東門前交差点
 左: 上: ことものとび出しが多い梅ノ木バス停付近
 左下: 水巻駅近くの交差点



「青年の船」
 一般団員募集
 ☆期間 昭和四十六年二月、三月下旬まで、東南アジアへ
 ☆資格 満二十才~二十六才未満の男女
 ☆費用 一人五万円
 ☆申込期日及び申込先 昭和四十五年六月十五日までに町教育委員会へ
 ☆問合せ先 町教育委員会事務局
 土地台帳面
 のみの田畑は
 必ず地目変更を
 土地台帳面が田や畑になっていて、昭和二十一年十一月二十一日以前から現況が、田畑以外のものになっているのをもちの人、六月三十日までに町農業委員会事務局へ連絡してください。
 連絡先 町農業委員会事務局 (六九一〇六三)

